

吉川市地域防災計画(改定案)の概要

1 計画の概要

(1) 策定の根拠

ア 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
(災害対策基本法第42条第1項)

イ 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかに都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
(災害対策基本法第42条第5項)

(2) 計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 震災対策計画
- 第3編 風水害対策計画
- 第4編 その他の自然災害対策計画
- 第5編 事故対策計画

2 改定の目的

災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画を定めており、今回は、埼玉県地域防災計画の改定や吉川市の配備体制の見直しを踏まえて、地域防災計画を改定するもの。

3 主な改定内容

(1) 風水害における配備体制と配備基準(案)

現行の配備体制について、災害対策本部設置後においても、水害対策活動班の体制が継続する実状を踏まえ、配備体制を現行の4段階から8段階に細分化するとともに、配備基準の文言等を具体化する。

(2) 風水害における配備体制の決定権者及び体制移行の流れ(案)

現行における警戒体制の決定権者は「副市長」であるが、警戒体制においては市民生活部長が応急対策の現場を統制する実状を踏まえ、「市民生活部長」を決定権者とする。

(3) 水害対策活動室(警戒体制)～災害対策本部(第1非常体制)組織表(案)

※災害対策本部(第1非常体制)組織表(案)

令和元年の台風19号の対応と、令和5年6月の台風2号と梅雨前線に伴う大雨の対応から、水害対策活動班の活動時期を考慮し、内水対応など初期活動時における応急対策班の人員を確保するとともに、避難所開設など、段階的に人員を確保できる体制とする。

(4)災害対策本部(第2～第3非常体制)組織表(案)

令和6年度吉川市行政組織を踏まえ、本部員と災害対策本部の組織を修正する。

(5)配備体制別動員計画表(案)

初動の警戒体制と非常体制を区分した動員計画表を作成する。

(6)その他の主な修正事項

- ア 埼玉県地域防災計画改定を踏まえた主な修正
 - ・災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針
- イ 指定福祉避難所の指定
- ウ 「災害時応援協定一覧」の修正
- エ 「自主防災組織一覧」の修正
- オ 数値等の時点修正など